第

2858

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{\mathcal{F}} \times \mathcal{F}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 9月 2日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 配当所得に対する課税

A:次のようになっています。

【解説】

まず、株式配当に対する課税は、次のよう になっています。

1. 上場株式等の配当

発行済株式総数の5%以上を保有している大口株主を除き、所得税の確定申告は不要ですが、確定申告を選択することもできます。

2. 非上場株式の配当

所得税は、1銘柄当たり1回5万円(年1回10万円)以下の少額配当を除き、原則、確定申告が必要です。ただし、住民税はすべてについて申告が必要です。

次に、株式配当に対する源泉徴収は、会社が上場会社かどうかや株主が法人か個人かによって次のように取扱われることとなっています。

- 1. 上場会社からの配当
 - ① 個人株主の場合 所得税7%、住民税3%が源泉徴収さ れます。
 - ② 法人株主の場合 所得税7%だけが源泉徴収されます。
- 2. 非上場会社からの配当 個人、法人株主とも20%の所得税だけが源 泉徴収されます。







